

平成 29 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回臨時会 5 月 22 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 29 年第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
臨時会 会議録

平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

平成29年5月22日（月）午前11時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第5 議案第2号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第3号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第5 議案第2号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第3号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

| | | |
|------|-----|-------|
| 議 長 | 渡 辺 | 忠 君 |
| 1 番 | 千 葉 | 敦 君 |
| 2 番 | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番 | 及 川 | 佐 君 |
| 4 番 | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番 | 有 住 | 修 君 |
| 6 番 | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番 | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番 | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 10 番 | 千 葉 | 正 男 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | | |
|---------------|-----------------------|-------------|
| 管 理 者 | 奥 州 市 長 | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者 | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者 | 奥 州 市 副 市 長 | 及 川 新 太 君 |
| 監 査 委 員 | | 朝 倉 栄 君 |
| 事 務 局 長 | | 渡 辺 和 也 君 |
| 企 画 総 務 課 長 | | 鈴 木 敏 郎 君 |
| 施 設 管 理 課 長 | 兼 長 寿 命 化 事 業 推 進 室 長 | 菅 原 優 君 |
| 水 質 管 理 課 長 | | 千 葉 美 隆 君 |
| 会 計 管 理 者 | 兼 出 納 室 長 | 志 村 幸 弘 君 |
| 消 防 長 | | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 予 防 課 長 | 千 田 光 男 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 消 防 救 急 課 長 | 平 裕 司 君 |
| 消 防 総 務 課 長 | | 小 野 寺 和 則 君 |
| 水 沢 消 防 署 長 | | 千 葉 直 君 |
| 江 刺 消 防 署 長 | | 菅 野 一 美 君 |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 危 機 管 理 室 長 | 菊 池 亮 君 |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 通 信 指 令 室 長 | 及 川 一 彦 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 企 画 係 長 | 松 田 好 正 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 | 千 田 俊 輔 君 |
| 水 質 管 理 課 | 課 長 補 佐 兼 水 質 保 全 係 長 | 菊 地 耕 也 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 人 事 係 長 | 志 和 純 君 |
| 企 画 総 務 課 | 副 主 幹 兼 総 務 係 長 | 藤 原 丈 司 君 |
| 水 質 管 理 課 | 浄 水 係 長 | 菅 原 敏 幸 君 |

議 事

午前11時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、3番及川佐議員、4番菅原圭子議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付した予定表のとおり本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、本臨時会に提出のため管理者より議案3件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号及び議案第3号につきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、私のほうから議案第1号の提案理由について説明を申し上げます。

議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。この財

産の取得につきましては、江刺消防署に配備している普通消防ポンプ自動車は平成5年の購入から23年が経過し、車両、資機材ともに経年による老朽化により活動に懸念が生じてきたことから、災害への迅速対応と活動時の安全確保を目的に、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上となったことから、地方自治法第96条第1項8号及び奥州金ヶ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち14者を指名し、去る4月13日に入札を執行しましたところ、株式会社古川ポンプ製作所一関支店が落札いたしましたので、契約金額3,305万3,550円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

以上が本議案の目的、入札経過などがございます。何とぞ提案のとおりご議決くださいませうようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 簡単なことなのですが、新しい消防自動車はいつ納入されるのでしょうかということ、古いのは11月車検満了をもって廃棄処分というふうになっていますが、11月に納入するとすれば、2台同じ種類の消防自動車が稼働するということになるのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 平消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（平裕司君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回導入しようとする消防ポンプ自動車は、11月9日を納期としてございます。現在運用しています消防ポンプ自動車は11月二十何日、細かい数字は覚えていませんけれども、20日台で車検が満了することとなっております。11月20日台の車検が満了した時点で廃車手続をとろうとしているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） わかりました。廃棄処分ということになりますが、廃棄処分するに当たっての費用はかかるのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 平消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（平裕司君） お答えいたします。

リサイクル業者のほうに購入していただくといいますか、重さで幾らというふうな形で毎回処分しているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 消防自動車の入札の件でちょっとお伺いします。

資料のナンバー1の議案第1号関連の2ページに業者が14者、指名でなされたみたいです。

けれども、第1回があつて、第2回が5者に、これは金額でやったのでしょうか、あるいは上位5者に限定して第2回にしたのでしょうか。第3回になると1者が辞退していますけれども、このやり方といいますか、ちょっと初歩的なことかもしれませんが、その結果とやり方についてご説明をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 鈴木企画総務課長。

○企画総務課長（鈴木敏郎君） それでは、私のほうからご説明いたします。

14者指名させていただきまして、当日は13者が入札会場に来ていただいております。第1回目につきましては、13者において応札をいただきまして、予定価格に達していませんので、第2回目を開催する旨宣告いたしまして、第2回目の入札を実施してございます。この際に辞退をする旨申し出がございました業者が、こちらのほうに記載になっている辞退の部分でございます。さらに、第2回目でも予定価格に達していませんので、第3回目を実施する旨宣告をいたしまして、3回目を4者で実施して1者が辞退というような形で、最低落札業者の古川ポンプ製作所一関支店が落札したというような手順を追いながら入札を実施させていただいております。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） これはそうすると、別に上位5者とかそういうのではなくて、2回目が均等に行われたけれども、結果的に上位5者になったと、こういうことでございますね。

そうすると、大体最低限の金額を提示するのでしょうかけれども、これはもちろん業者には話していないといいますか、明らかにしないでやった結果としてこうなると、こういうことでよろしいのですか。確認でございます。

○議長（渡辺忠君） 鈴木企画総務課長。

○企画総務課長（鈴木敏郎君） 議員さんご質問のとおり、予定価格につきましては業者に対しては一切提示してございませんし、あとはお話しいただいたとおり毎回この入札ができるという業者だけが入札するというような形になってございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、議案第2号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、議案第2号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては分担金の増額、高規格救急自動車の更新に係る国庫補助金の計上及び財源の組み替えによる組合債の減額、歳出においては行政視察の視察先の変更に係る経費について所要の措置を講じようとするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万3,000円を追加し、追加後の予算総額を30億9,521万3,000円とするものであります。

別冊の補正予算書の4ページをお開き願います。第2表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、高規格救急自動車の購入に係る財源の組み替えにより、消防施設整備事業債を廃止するものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入についてであります。1款分担金及び負担金、1項分担金は1,974万5,000円の増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は1,354万8,000円の増額であります。

8款組合債、1項組合債は3,240万円の減額であります。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。1款議会費、1項議会費並びに2款総務費、1項総務管理費及び2項監査委員費は、行政視察の視察先の変更に係る費用の追加であります。

以上の内容でございます。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、議案第3号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域

水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第3号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出予算において、経営改善委員会の設置に係る委員経費の計上、経営アドバイザー業務委託料の減額などにより106万2,000円の増、補正後予算額を5億6,510万3,000円とするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用を106万2,000円増額し、総額5億6,510万3,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を106万2,000円増額するものであります。

以上の内容でございます。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 3点お尋ねいたします。1点目は事務方に、2点目、3点目は管理者にお伺いをいたします。

まず、今回の検討組織の立ち上げということで、水道企業団以来ずっと見直しを求めてまいりましたけれども、初めて具体的な見直しに入るといふ点では歓迎をしたいと思います。質問は経営アドバイザーから総務省が入った検討委員会に変わった経過、理由について、もう少しわかるように説明をいただきたい。全員協議会の説明では、変わったということしかわかりませんでしたので、その点お尋ねします。

それから2点目は、企業団時代からお話を申し上げてきましたけれども、こういう結果に至った歴代の管理者の責任について、どの時点かで明確にすべきでないかと私は思います。なあなあに変更して、こうですよというわけにはいかない問題だといふふうに思いますので、その点どのようにしようかとされているのかお尋ねをいたします。

それから3番目は、この間ずっとお話を申し上げてまいりましたけれども、末端受益者に対して政策的誤りによってかかった経費については負担させるべきでないと、こう一貫して主張してまいりましたけれども、この点について管理者はできるだけそうしたいという答弁を繰り返してまいりました。ただ、先ほどの答弁や総務省が入るといふことになれば、それ相応のものだろうといふふうに思いますので、そういう点では大変なことなのだろうなといふふうに思います。

そこで、管理者にお伺いをいたしますが、私はやっぱりこういう政策的誤りにかかわる費用については末端受益者には負担させるべきでないと、このように思いますが、そういう考え方で対応する考えであるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 経営アドバイザーの総務省のメンバーが入ることについての考え方については、担当のほうからご答弁を申し上げます。

私に対しては、2点のご質問をいただいたというふうに考えているところでございます。確かに組合としての広域水道用水供給事業ということでございますが、これは1つの組合議会としてこういうふうな体裁になる前には、それぞれの議会を持っていただいております。また、合併前においては、それぞれの首長さん方から成る管理者の互選といえいいのでしょうか、そういうふうな方々が対応してきたということでもありますけれども、一人管理者が決定してきたということではないと私は思います。結局議会も含めて、これは一つ一つの議決を経ながら、だんだんの作業、手続を進めてきたということでございます。ダムにかかわる負担金等々も含めてでありますけれども、当時そのようなダムが必要であったというような意思決定がなされ、そしてその量における内容、それは結果として過大見積もりであったと言われればそうなのかもしれませんけれども、私とすればそのときの政策判断というふうな分は、一人管理者だけがその責めを負うというよう形ではなく、開かれた議論の場におき協議をなされ、意思決定が一つ一つ繰り返されてきたということでございます。

特にも今回は長期前受金というふうな形の中で、国からの補助金について、これは料金にこれまでは反映させてこなかったわけでございますけれども、これは料金に反映させ、そして次期の更新に当たってはその積み立てた分のお金、要するに減価償却費として次期の更新に係る費用として準備をすべきというような大きな考え方の変更があったということも、この際見直さなければならぬ大きな要因の一つになったものというふうに考えているところでございます。

よって、歴代の管理者の責任はどのように考えるかということでございますけれども、今のような見解を持っているということにとどめさせていただきたいと思っております。あるともないともというふうな分については、それぞれ考え方によって異なる結論が導き出されることもございますので、私とすれば今2つ目の質問としてお答えをするとすれば、同じことをもう一度繰り返させていただきませうけれども、そのときの判断においては管理者一人が全ての責任を負って決めたということではなく、開かれた議論、協議のもと、一つ一つが決定なされてきたというふうに考えているということに答弁はとどめさせていただきたいというふうに思います。

使用者に対する、要するに水道を利用される方々にこの責めというか、料金として反映させるべきではないのではないかというふうなことについてどう考えるかということでございます。これは、水道というのは命を守る重要な水というふうにも考えることができるわけでございますので、この判断についてはただいまより検討委員会を立ち上げ、いろいろな専門的な方々のご意見等、あるいは議会からもその素案等をお示ししながら、その解決策に向かっていくということでございます。このような形の中でどういうふうな形であればいいのかということを開かれた議論の中で結論を導き出すべきものというふうに考えているところで

ございます。私一人の考えで決定できる、そのような事柄ではないものというふうに考えております。

ただ、一つだけお話をさせていただくとすれば、奥州市にしても金ケ崎町さんにしても多くの方々が水道用水をご利用いただいているということで、100%でないものの、ほぼ100%に近い方々がご利用いただいているという形からすれば、その負担の支出費目をどこに求めるのかというふうな分からずれば、最終的には住民の方々にそのご負担を強いるような形としてでき上がってしまうことも考えられると。ちょっとわかりにくい話かもしれませんが、例えば財調を使ってそれを負担したとする、あるいは一般会計からの負担としても、そこに支払われる金員というのは、そこに住まわれる市民、町民の大切なお金であるというふうなことからすれば、それをどのように考えるかというふうな分について、より激変を緩和しつつ、利用する人、ご負担される人が納得できる方法を見出していくということになるのではないかとこのように考えているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君） 水道事業経営アドバイザー事業から経営改善検討委員会への変更の経過についてご説明させていただきます。

当初の水道事業経営アドバイザー事業につきましては、経営診断を予定しておりまして、経営診断とは企業を取り巻く経営環境など、当組合を総合的に調査、診断していただき、現状の問題点や今後達成すべき経営課題の明確化と優先順位づけ、それから解決達成の基本方向を示していただくこうと思っていたところでございますけれども、構成市町の人口の減少であったり、建設仮勘定に計上している未稼働資産の解消であったり、次期用水供給料金の検討、それから水道事業の管理ということで課題が広く大きなものとなってございましたので、経営改善検討委員会で検討すべきものと判断したところでございます。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 管理者の責任問題で言えば、管理者のお話もそのとおりでございます。ただ、これだけ大きな問題になった中で、この間の経過についてきちんと総括をして、一定の見解を示すことは避けられないのではないかと私は思うのです。当然議会にも責任があるということになると思いますが、ただ計画当初から反対していた議員もおられるわけですので、そういう点ではその経過についてはきちんと振り返って明確にすることは最低限必要だと思いますが、そういうことをすべきでないかと思いますが、その考えがないのかどうか。このままこういう報告書が出ましたと、これに沿って課題解決していきますというだけでは済まないのではないかと思いますので、再度お尋ねをいたします。

それから、末端受益者については、確かにどういう形で負担するという問題は同じ住民の負担で行政運営もしているわけでありまして、そういうことだろうと思いますが、今の答弁も当然管理者一人で決められない、そのとおりでだろうというふうに思います。ただ、私はこの間ずっと指摘もしてきましたし、そういう中で今日に至っておりますので、それは明確

に水道料金としてはね返すということはないとは言えないのですが、そういう努力はしなければならぬと。政策的な誤りだというふうに、もしお認めになるのであれば、別の方途も考えなければならぬ、こういうことだろうというふうに思いますので、その点について再度お尋ねします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） まず、政策的な誤りであるかというふうな分については、そうではないと私は考えていると、今の時点ではそうだと。要するに平成26年における会計法の変更によって長期前受金の取り扱いの方法が変わったというところが大きな要素にあるものというふうな認識をしているということでございます。

なお、政策的な誤りとして全くないかというふうな分言えば、当時このダム建設及び広域水道用水の給水というふうな分における見込みの部分が、その当時の見込みと現在の分には乖離があるという結果論をもって、それは政策的な誤りであったかどうかというふうな議論をすべきことなのかどうかというのは私には現時点ではわかりません。

ただ、9番議員がおっしゃるような形として、政策的な判断の誤りがあったかというふうな分については、非常に難しい。要するにないとも言えないし、あったとも言えないというふうな分でありますけれども、一つだけ言えるのは、その時々々の政策判断は議会も含めた多くの皆さんの協議により、一つ一つが決定され積み重ねられてきたということだけは事実であるという認識でございます。

なお、その時々において反対された議員がいたというのは、当初からではないですけれども、経過の途中からは反対をなさっておられる方々が少数いたということについては私も承知をしているところでございますが、その一つ一つの議論の中において、民主的な採決の方法により全てが決定されてきたというふうな分からすれば、当時反対したという意見があったということは議事録には残っているわけでございますけれども、その部分をもってそれを振り返りどうであったかというふうな部分については、別の場面での議論が必要なのではないかというふうに考えるところでございます。

料金の負担の部分のところ、それから説明の分のところということについては、いずれ現状においては料金を据え置きしながら、その据え置き期間において一定の方途を見出そうということで今検討委員会を立ち上げ、その準備に入ろうとしているところでございますから、なぜそうであったか、そしてなぜこのような状況になり、どのような解決策を提案するのかというふうな部分については、しっかりとご説明をしていく責務はあるものというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 大体承知いたしました。ただ、今の最後の答弁については、ちょっと幅があるので、私とすればやっぱりこういう経過の中で一定の、一定ではなくて、私から言わせると今後の整備については非常に必要性に疑問を持ちますので、そういう点で言えば

大幅な変更をせざるを得なくなると思うのですが、そういう点ではこの間の経過をきちんと振り返って総括をして、管理者の見解をどこかの時点で明確にすべきだと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 私の発言が慎重にならざるを得ない前段の質問があることから、これはご容赦いただきたいと思います。私自身としての責任を回避するというようなことは考えておりませんが、私が今時点で申し上げられることは、どうしてこういうふうな状況に至ったのかというふうな説明は当然しなければならないし、その結果としてこういうふうな状況にあり、そしてこの課題をこのような形で解決したいと思うが、いかがかというようなことについては丁寧にご説明をしていかなければならないというふうに考えているということでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 経営改善検討委員会の設置についてでございますけれども、委嘱の日から平成30年の3月31日までということによろしいのでしょうか、確認をいたしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君） 平成30年3月31日でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 資料ナンバー3の営業費用の説明の中で、経営アドバイザリー業務委託料の減額とあるわけですがけれども、この委託料は会議録作成費用の増額と合わせての28万9,000円の減ですがけれども、経営アドバイザリー業務委託料そのものの額はどれくらいなのか。そして、確認ですがけれども、減額するということがゼロになるということによろしいのか、お願いします。

○議長（渡辺忠君） 千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君） 経営アドバイザリー事業の予定額としては71.7万円でございます。アドバイザリー事業におきまして、経営診断を予定していたものでございました。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決され

ました。

以上をもって本臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。一同ご起立願います。ご苦労さまでした。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年5月22日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

3 番 及 川 佐

4 番 菅 原 圭 子